

特定健康診査(特定健診)

保健事業係
(082) 513-4956

40歳以上75歳未満(75歳の誕生日前日まで)の組合員及び被扶養者に対し、生活習慣病(糖尿病、脂質異常症、高血圧症など)の発症と重症化の予防を目的として実施しています。

一般組合員 短期組合員	所属所の定期健康診断又は当支部実施の人間ドックを受診した場合は、重複しての受診はできません。
任意継続組合員 被扶養者 短期組合員*	当支部が発行する「特定健康診査受診券(セット券)」を利用して自己負担なし(共済組合全額負担)で受診することができます。2「セット券」利用の流れを参考にしてください。 「セット券」の有効期限は令和9年3月31日又は組合員等資格喪失予定日前日までです。

※ 短期組合員のうち、勤務形態により、所属所の定期健康診断又は当支部実施の人間ドックを受診する機会のない者



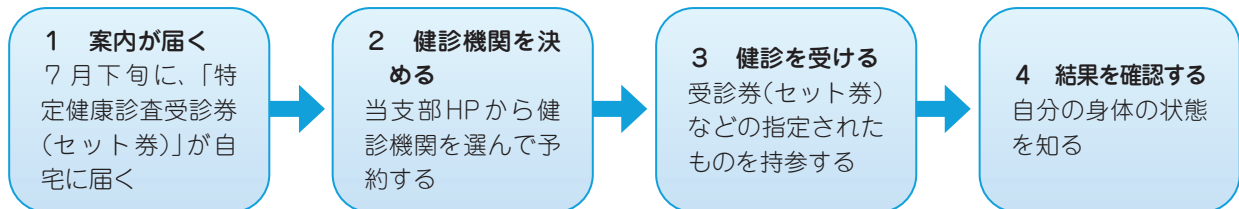
1 特定健康診査の検査項目

病気の前兆であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。次の検査項目は、定期健康診断や、人間ドックの中に含まれています。



この他、問診(服薬や喫煙等)、医師が必要と判断した場合には、貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査が行われます。

2 「セット券」利用の流れ



【注意事項】

- ・ 市町で実施する集団健診に「セット券」を持参して受診する場合の予約等は住まいの市町へ問い合わせてください。
- ・ 「セット券」は7月下旬から順次、御自宅に送付予定です。8月に入っても届かない方(年度途中に加入された方又は年度の途中で資格を喪失される方等)で、「セット券」の発行を希望される場合、当支部まで御連絡ください。
- ・ 「セット券」を使用せず、勤務先等での定期健康診断や個人で人間ドック等を受診した場合は、「勤務先等で受診された健診結果の写し」、「回答した質問票」、未使用の「セット券」を併せて当支部へ提出してください(短期組合員は、提出不要です)。

3 お願い

「セット券」の紛失が多発しています。再発行に係る事務・通信費も大切な掛け金から支払われていますので、紛失防止に御協力ください。